

明 和 町 広 告 掲 載 要 綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の保有財産及び町長が管理するその他の資産（以下「町資産」という。）を広告媒体として活用し、広告を掲載することに関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 町資産への広告掲載は、民間企業等との協働により町の新たな財源を確保し、併せて町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載又は掲出することをいう。
- (2) 広告媒体 広告を掲載することが可能なものをいう。

(広告媒体)

第4条 広告媒体として活用できる町資産は、次に掲げるものとする。

- (1) 町 WEB ページ
- (2) その他町長が広告媒体として個別に定めるもの

(広告の範囲)

第5条 広告媒体に掲載する広告は、公共性及び品位を損なうおそれのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 政治性、宗教性のあるもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 個人又は法人の名刺広告
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (7) その他町長が適当でないと認めたもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(対象)

第6条 広告を掲載することができる民間企業等は、次の各号のものとする。

- (1) 町内に本店・支店・営業所を置く法人
- (2) 町内に事務所を置く各種団体
- (3) 町内に事業所を置く個人事業者
- (4) その他町長が適当であると認めたもの

(広告の種類等)

第7条 広告の種類、規格、掲載位置、広告掲載料、選定方法等は、当該広告媒体ごとに別途定める。

(広告の募集)

第8条 町長は、広報紙上及びWEB ページ上で広告の掲載を希望する民間企業等(以下「掲載希望者」という。)を公募するものとする。

(掲載の申込み)

第9条 掲載希望者は、掲載希望月の前月の1日(閉庁日にあたる場合は、翌開庁日)までに、広告掲載申込書(第1号様式)に掲載しようとする広告の原稿及び別表に掲げる業種においては当該指定する書類を添えて、町長に申し込まなければならない。

2 掲載希望者は、前項の申込みに当たり、複数の掲載枠の利用を申し出ることができる。

(掲載の決定)

第10条 町長は、前条の申込書を受理したときは、第5条及び別に定める基準に基づき、広告媒体を所管する課において審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。掲載する広告の順位は、当該広告媒体ごとに別途定める。

2 町長は、前項の規定により掲載の可否を決定したときは、掲載希望者に対し広告掲載決定通知書(第2号様式)若しくは、広告非掲載決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(広告内容等の変更)

第11条 町長は、広告の内容、デザイン等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載料の納入)

第12条 前条の規定により広告掲載決定通知書を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告掲載料を町長が発行する納付書により指定する期日までに、原則として一括前納しなければならない。但し、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告の提出等)

第13条 前条の規定により広告掲載料を納付した広告主は、指定する期日までに、掲載しようとする広告の電子データを提出するものとする。

2 広告原稿及び電子データ等は、広告主の責任で作成し、制作費は広告主が負担するものとする。

(掲載の取り消し)

第14条 町長は、次に掲げる場合は広告掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき
- (2) 指定する期日までに広告電子データの提出がないとき
- (3) 第 11 条の規定による広告内容等の変更を広告主が行わないとき
- (4) その他町長が広告主、広告内容又は広告掲載が適当でないと判断したとき
(広告掲載の取り下げ)

第 15 条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により町長に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は還付しない。

(広告掲載料の返還)

第 16 条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納入済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定による返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済み月額額の総額とする。

3 第 1 項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第 17 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(審査機関)

第 18 条 第 10 条の規定による広告掲載の可否の決定について疑義が生じた場合において、その可否を審査するため、明和町広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員長は助役を、委員は総務課長、まちづくり戦略課長及び産業振興課長をもって充てる。

3 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第 19 条 審査会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第20条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第21条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

別表

業種	広告掲載申込書に添付すべき書類
理容業	理容師法（昭和22年法律第234号）の規定による県知事への届出の写し
美容業（エステサロンを含む）	美容師法（昭和32年法律第163号）の規定による県知事への届出の写し
マッサージ業（あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう等）	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の規定による施術所の県知事への届出の写し
公衆浴場	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の規定による県知事の許可の写し